

(意見書案第3号)

台湾のCPTPP参加の積極的な支援を求める意見書

CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）は平成30年12月30日に発効され、現在日本を含む11か国（日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム）が参加し、世界のGDP（国内総生産）の約13%を占めている。

令和3年9月23日、台湾はCPTPPへ正式に加入申請したことを発表した。台湾は既にWTO（世界貿易機関）に加盟し、その後ニュージーランドやシンガポールとFTA（自由貿易協定）を締結している。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大する前の日台双方における貿易総額は約670億ドル、人的往来は700万人を超え、我が国にとって必要不可欠かつ重要なパートナーである。特に北海道の往来は密接で、毎年約60万人の台湾人が北海道を訪れ、北海道からは約3万人が台湾を訪れている。

道内企業も農林水産物・食品の海外普及に力を入れており、台湾のCPTPP加入が実現すれば、日台間の関税が下がるなど、経済貿易上の往来はさらに便利になる。また、北海道の高品質な酒類、海産物、加工食品などは台湾の人々から親しまれ、双方の理解を深め合うことができる。

台湾はAPEC（アジア太平洋経済協力）のメンバーであるほか、WTOにも加盟していることから、CPTPP加入を申請する条件を十分満たしており、その台湾がCPTPPに加入することで、ほかの参加国は、台湾のさらなる投資を引き出すことが可能となり、その結果、環太平洋地域の経済貿易に活力を注ぎ、域内経済に良い刺激を与えることにつながる。

よって、国においては、一刻も早い台湾のCPTPP参加を積極的に支援するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月18日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
内閣官房長官

宛